



暴言・暴力・ハラスメント等のない テコンドー協会にするために

ー暴言・ハラスメント等に対する注意・勧告

2025年6月11日 理事会



当協会理念の実現

2023.1 当協会理念

「デコンドーを通じて人生を楽しく豊かにする」



この理念の実現に向けて
2025.4.24 理事会

暴言・暴力・ハラスメントの根絶・排除を宣言



制度目的

協会理念の実現

他者を尊重する
豊かな関係の構築

テコンドーの魅力を損ねる
行為の根絶

(制度設計の背景となった当協会の課題)

- ・ 競技会における
 審判・スタッフの尊重、ヤジ等、スポーツマンシップに反する行為
- ・ SNS発信における
 他者を過剰に批判し傷付ける行為、事実に基づかない表現
- ・ それ以外の場所における関係者に対する具体的な非難や攻撃



排除すべき行為

・競技会において

人格を否定するあるいは不快感を与えるようなヤジ
選手・審判・スタッフ等に対する

- ・ **限度を超える**クレーム
- ・ **人格を否定**するような発言や侮辱等
- ・ 周囲の者に**嫌悪感・不快感**を与える発言・行為
- ・ **過度なまたは執拗な**抗議
- ・ 過剰な叱咤、選手に対する明らかに過大な要求（セコンド、監督等によるものを想定しているが、それに限られない）
- ・ スタッフの指示や注意に従わない行為（禁止エリアへの進入・退出しない等）。

EX. 人に対する暴行のみならず、物にあたる行為、人に向かわずに行使する威力

攻撃的・乱暴な口調の抗議

抗議を受容されないことに対し抗議を繰り返す行為

（発言内容の例として）

死ね、ポンコツ、デブ、（否定的な）バカ・あほ、この審判大丈夫か、へたくそ、どこを見てるんだ、ちゃんと見ろ



排除すべき行為

・ SNS等の発信において

選手や審判その他関係者に対する（冷静な意見を超えた）**批判、非難、攻撃**

選手や審判その他関係者に対する、**人格や能力についての否定的な言及**

嫌悪感・不快感を与える表現、言動

事実と異なる指摘、想像を事実であるかのような指摘

確認をしていない事実を、事実であるかのように指摘すること（**意見と事実の混同**）

EX. 個人を名指しし、人格を非難攻撃する投稿

試合の動画等を公開し、審判の判定、セコンド・選手のふるまいを攻撃する投稿

（例えば審判に対する批判であっても、「誤審ではないか」という問題提起だからといって許容されるわけではなく、当該審判行為や審判個人に対する非難や批判、否定的な印象を与えるような言及は行うべきではない）

真実と異なる事実を摘示し、または確認せず、協会あるいは関係者の名誉を毀損または侮辱する投稿

※本制度は、**SNS等における表現の自由を制限する趣旨ではなく、自由闊達な議論を妨げようとするものではありません。**

SNS等の投稿は、表現内容や方法によっては、

- ・ 協会の事業活動について他人に事実を誤解させたり信用を害する、
- ・ 視聴する者に不快な思いや嫌悪感を抱かせる、
- ・ その発信により協会の事業活動に従事する者の活動を委縮させる

ことがあるので、表現内容や方法に注意をして、関係者がお互いに気持ちの良い関係を作ろうとする目的に出たものです。



排除すべき行為に対する対応①

対象となる行為	対応内容
1. 明らかに「処分」対象とすべき行為	注意・勧告だけでなくコンプライアンス委員会または大会規律委員会の調査対象とする
2. 目撃者や証拠等により明白な行為	協会より注意勧告を与える(大会規律規定、裁定規程等における処分にはあたらない)
3. 上記「2」の注意勧告に対し反抗的・改善の意向が見えない場合	コンプライアンス委員会または大会規律委員会の調査対象とする
4. 上記「2」の注意勧告を累積して3回受けた者	コンプライアンス委員会または大会規律委員会の調査対象とする
注意・勧告の対象となる行為の判断	
競技会における行為	2～3名によるパトロール隊を設置
SNS等の発信など	証拠に基づき専門委員会委員長会議で審議して決定



排除すべき行為に対する対応②

注意勧告の対象となる当協会会員に対する対応

会員に対する注意勧告について	注意勧告の方法
注意・勧告の扱い①	会員本人、その所属道場の責任指導者、所属都道府県協会に注意文書を送付
注意・勧告の扱い②	(対象者は明かさず)行為発生的事实をHPで公表、正会員総会・都道府県連絡協議会で報告

会員以外の行為に対する対応

行為の場面	対応
競技会での行為	会場から退出。繰り返す場合は次回以降の入場を拒否
SNSでの発信	名誉・信用毀損行為には文書抗議や法的手段を検討(会員の行為に対しても同様)